

回 (年 度)	問 題
第68回 (30年)	<p>問1 次の(1)・(2)の各問に答えなさい。</p> <p>(1) その課税期間に係る基準期間における課税売上が1,000万円以下である場合（その課税期間に係る基準期間がない場合を含む。）であっても、消費税法第9条第1項の規定が適用されずに、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務が課される課税期間について簡潔に述べよ。</p> <p>※ 消費税法第9条第1項の規定が適用されないこととなる各規定において、各規定が一定の法人を対象とする場合の当該法人の定義（該当要件）及び消費税法施行令の内容については触れる必要はない。</p> <p>また、相続、合併、分割等があった場合の納税義務の免除の特例についても触れる必要はない。</p> <p>(2) その課税期間において課税事業者である者等は、消費税法第45条の規定に基づき消費税の確定申告書を提出しなければならないこととされている。この消費税の確定申告書の提出期限について、提出すべき者の態様ごとに述べよ。</p> <p>問2 次の(1)～(4)において、各事業者が行うべき消費税法上の手続きについて述べよ。</p> <p>なお、いずれの事業者も課税期間の特例（消費税法第19条第1項第3号から第4号の2に規定する課税期間）の適用はない。</p> <p>(1) 課税事業者Aは甲商店街で雑貨の小売店を営む個人事業者である。この度、近隣の港湾施設（港湾法第2条第5項に規定する港湾施設である。）に月に一回程度、外国から外国人旅行客が乗船したクルーズ船が寄港することとなった。このため、Aは準備が整い次第、クルーズ船が寄港する日に港湾施設内に臨時で輸出物品販売場を開設することにした。</p> <p>なお、甲商店街には、商店街内の手続委託型輸出物品販売場に関する手続きを受託する免税手続カウンターが設置されているが、Aの店舗は輸出物品販売場の許可を受けていない。また、Aの事業は同店舗の営業のみである。</p> <p>(2) 消費税法に規定する国外事業者であるBは、全世界を対象にインターネットにより各国のニュースを配信することを目的にX国で平成29年1月に資本金100万円（円換算の金額、以下(2)において同じ。）で新たに設立された事業年度1年の12月決算法人で、他に支店、事務所等は有していない。Bが提供するサービスは、インターネット上でクレジットカードによる料金の支払を前提とした会員登録を行えば誰でもその提供を受けることができるもので、このサービスの提供を本年（平成30年）10月から開始する予定である。</p>

回 (年 度)	問 題
第68回 (30年)	<p>Bは、これまで消費税法に規定する届出等は何ら行っていないが、顧客に日本国内の課税事業者も想定していることから、サービス開始までに、Bが提供するサービスを受ける日本国内の課税事業者が当該サービスの提供について消費税法第30条の規定に基づく仕入れに係る消費税額の控除を受けることができるようにしておくことにした。</p> <p>なお、設立から当該サービスを開始する10月まで他に売上げは生じない。また、サービス開始までの設備投資等は設立当初にX国で購入した2,000万円のサーバーの購入が一番大きなもので、これ以外は数10万円程度の経費である。</p> <p>(3) 課税事業者Cは、起業5年目でアイデア日用品の製造卸売業を営む個人事業者である。これまでCの売上高は毎年1,500万円前後であったが、昨年末、新商品が話題となったことから、昨年はいままでで最高の売上高1,800万円、これに伴う消費税及び地方消費税を合わせた年間の納税額も30万円とこれまでの最大額であった。</p> <p>今年は年初よりこれまでになく活況で、最終的な売上高もこれまでの3～4倍規模と見込んでいる。</p> <p>事業開始からこれまでは、一年間の税額を確定申告で一度に納税していたが、このような状況から、今年は、半年分について、その期間の売上げ、仕入れ等、取引金額に応じた納税を行うことにした。</p> <p>(4) 課税事業者Dは、平成19年に資本金1,000万円で設立された事業年度1年の3月決算法人である。Dの課税売上高は、これまでいずれの課税期間とも3,000万円前後であったことから、消費税法第37条第1項に規定する届出書を提出して簡易課税制度を適用して申告を行ってきた。</p> <p>ところが、当課税期間中である12月20日に火災が発生し事業用設備が焼失したことから、これに代わる新しい事業用設備を翌年1月上旬に850万円（税込価格）で急遽購入し、購入後、1月20日から通常どおり営業を再開した。</p> <p>Dは営業再開後、2月上旬に当課税期間の消費税の納税額等を試算したところ、この設備購入により当課税期間については簡易課税制度を適用せずに申告を行えば還付となることが確実であることが分かったので、当課税期間については還付申告を提出することにした。</p> <p>なお、翌課税期間以後については、改めて簡易課税制度を適用して申告を行うことを予定している。</p>